

道路河川課からのお願い

問合せ 道路河川課 (43) 1111 内線 553、554 ・ FAX (42) 9115

乗り上げブロックなどの撤去を

車庫や駐車場の出入口前の道路に、車道との段差解消のため「乗り上げブロックや鉄板スロープ」などを置いていませんか？ こうした「乗り上げブロックなど」の物件の設置は、通行の障害となり大変危険です。歩行者がつまずいたり、オートバイや自転車の転倒事故を誘発したり、思わぬ事故の発生原因になりますので、設置してある場合は、撤去をお願いします。

※撤去後の段差解消工事の実施には申請が必要となり、費用は個人の負担になります。詳細については、お問い合わせください。

道路に張り出した枝の切り取り

道路上に張り出した枝などは、歩行者や自動車等の通行の妨げとなります。これらが原因となり、歩行者や自動車等の事故が発生した場合、樹木の所有者が事故の責任を問われることもあります。

事故を未然に防ぎ、安心・安全に道路を利用するため、樹木の適切な管理をお願いします。

※ご自分で手入れができない場合は、業者やシルバー人材センターなどに依頼して、有料で行ってもらう方法もあります。



道路に穴があいていたなら…

道路の破損を放置しておく、車両事故や、歩行者のけがの可能性があり、非常に危険です。

市では道路の危険箇所の発見と補修に努めていますが、もし「道路に穴や陥没がある」「側溝のフタが壊れている」「ガードレールが壊れている」など、危険な箇所を見かけたら、現地の住所や目標物などをご確認の上、ご連絡をお願いします。

※私道や私有地については対応できません。



水の事故にご注意を！

海や川へレジャーに行く機会が増えるこれからの季節は、水の事故が増える季節でもあります。水の事故には十分注意しましょう。

また、遊水地(調節池)は、立ち入りが禁止された区域です。

釣りや水遊びなどのため、むやみに立ち入ることは絶対にやめましょう。

児童手当の現況届



提出を忘れずに

児童手当を受給している人は、毎年6月に受給資格確認のため、「現況届」の提出が必要です。

現況届は、6月分以降の児童手当の受給を決める大切な届けです。現況届が提出されない場合は、10月支給分以降を受給することができません。また、提出しないまま2年が経過すると時効となり、受給権がなくなります。

6月中旬に発送しますので、必要事項を記入、押印の上、同封の返信用封筒に必要書類を入れて郵送してください(窓口を持参可)。

問合せ 子育て支援課(ウェルス幸手内)
(42) 8454 ・ FAX (42) 2130

提出するもの

- ・市から郵送する「現況届」
- ・厚生年金などの加入者は健康保険証の写し
- ・平成29年1月2日以降に市内に転入した人は、前住所地の市区町村長が発行する平成29年度所得証明書

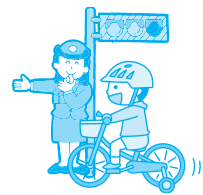
※児童と別居している人や実親以外の方が養育している場合、別途書類が必要となりますので子育て支援課へお問い合わせください。

提出期限 6月30日(金)

支給対象 出生の翌日から中学3年生まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

ルールを守って自転車事故をなくそう

自転車は、環境に優しく便利な乗り物ですが、事故を起こしてしまふと大きなけがにつながる可能性があります。



ルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

自転車安全利用五則

■自転車は車道が原則

歩道は例外

自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別のある道路では原則、車道を通行しましょう。

■車道は左側を通行

歩行者、車両に注意し、道路（車道）の左側へ寄って通行しましょう。

■歩道は歩行者優先で

車道寄りを徐行

自転車は歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止をしなければなりません。

■安全ルールを守る

○飲酒運転、二人乗り、並進の禁止

○夜間はライトを点灯

○交差点での信号遵守と一時停止、安全確認

○傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用禁止

■子どもはヘルメット着用

保護者は、子どもが自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に座らせるときには、乗車用ヘルメットを着用させましょう。

自転車安全利用の心得

- ▼自転車を購入したときは、防犯登録をしましょう
- ▼自転車損害保険などに加入しましょう
- ▼複数の施錠やひったくり防止カバーなどで、防犯対策をしましょう
- ▼定期的にタイヤの空気やブレーキの点検・整備をしましょう
- ▼反射材を必ず付けましょう
- ▼明るい目立つ色の服を着ましょう

問合せ 防災安全課 (43) 1

7 1 1 1 内線 5 8 3 ・ FAX (43) 6 5 6 (43)

空き家等の適正な維持管理を

適正な管理ができていない空き家等の増加は、倒壊や犯罪、火災の発生など市民のみなさんの身体や財産、安心・安全な暮らしに悪影響を及ぼします。

所有者や管理者は、空き家等が管理不全な状態にならないよう、自らの責任で適正な管理に努めてください。

問合せ 防災安全課 (43) 1111 内線 583・FAX (43) 7656

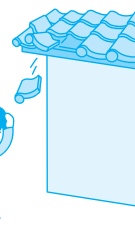
空き家等とは

いつも無人で、実際に生活実態のない建物やそのほかの工作物、また、その敷地のこと



管理不全な状態とは

- つぎのいずれかに該当する状態のこと
- ・老朽化し、台風などで倒壊の恐れがある
- ・不法侵入により火災や犯罪などの恐れがある
- ・建築材などが飛び、敷地外にいる人に損害を及ぼす恐れがある
- ・草木が著しく繁茂し、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼす恐れがある



市の対応の流れ

管理不全な空き家等があり、周りに迷惑がかかっている、またはかかりそうなときはご連絡ください。市に情報が提供された場合は、市がその空き家等の実態調査を行ったで、空き家等を適正に管理するよう所有者等に指導します。



空き家等が原因となって、近隣や通行者に被害が生じた場合、所有者や管理者の責任となり、賠償責任を問われる恐れがあります。問題が発生する前に、空き家等の適切な管理をお願いします。